

軽自動車税の

税率が変わります



税制改正により、平成28年度から軽自動車税の税率が次のとおり変わります。

・原動機付自転車および二輪車等の新税率は、表1のとおりです。

表1

車種		現行税率	新税率
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー		2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
軽二輪 (125cc超 250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪 (250cc超)		4,000円	6,000円

・三輪および四輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に新車登録をした車両から新税率が適用されます。

また、グリーン化を進める観点から新車登録後13年を経過した車両について、重課税率が適用されます。

①平成27年3月31日以前に新車登録した軽自動車Ⅱ表2の現行税率

②平成27年4月1日以後に新車登録した軽自動車Ⅱ表2の新税率

③①のうち、新車登録から13年を経過した軽自動車Ⅱ表2の重課税率

表3

車種	④軽課税率		
	ア	イ	ウ
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪乗用	自家用	2,700円	5,400円
	営業用	1,800円	3,500円
軽四輪貨物	自家用	1,300円	2,500円
	営業用	1,000円	1,900円

ア. 電気自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準窒素酸化物10%以上低減）
 イ. 乗用：平成32年度燃費基準+20%達成
 貨物：平成27年度燃費基準+35%達成
 ウ. 乗用：平成32年度燃費基準達成
 貨物：平成27年度燃費基準+15%達成
 ※イ、ウについては、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準窒素酸化物等75%低減

表2

車種		①現行税率	②新税率	③重課税率
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
軽四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円

④②のうち、一定の環境性能を有する軽自動車（平成28年度のみ）Ⅱ表3の軽課税率

お問い合わせは、市民税課（2階）
 ☎(20)1577、FAX(20)1609へ。

交通遺児・母子家庭などに

奨学資金を貸付します

市では、交通遺児および母子家庭（父子家庭を含む）などの児童を対象に、高等学校など（高等専門学校、高等専修学校および特別支援学校の高等部を含む）に入学または在学中に必要な費用について無利子で資金の貸付を行っています。

◆貸付金の種類

- ・修学資金
限度額 月額1万5000円
- ・入学一時金
限度額 20万円

◆償還方法

卒業後1年据え置き、10年以内に償還

◆貸付対象

- 次の条件をすべて満たしている方が対象です。
- ①高等学校等に入学または在学する交通遺児、母子家庭の子女であること。
- ②市内に住民登録していること。

- ③他の奨学資金の貸付を現に受けていない、または受けないこと。
- ④扶養者の前年の所得が所得制限限度額（扶養者がいない場合250万円、扶養者がいる場合には250万円に配偶者控除額および扶養控除額を加算した額）以下であること。

※貸付金額および貸付要件、添付書類などはお問い合わせください。
 お問い合わせは、子育て支援課（2階）
 ☎(20)1573、FAX(20)1610へ。

